

平成27年第7回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年9月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成27年9月14日	午後2時38分
	閉 会	平成27年9月14日	午後2時54分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 12 名 欠 席 1 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	欠	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	出	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

2 番	座 間 味 栄 純	3 番	西 平 一
-----	-----------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲 宗 根 清 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	新 里 一 成
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章
商 工 観 光 課 長	宮 城 健		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	仲 宗 根 農
---------	---------	-----	---------

議 事 日 程

9月14日（月）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1	報告第1号	決算審査特別委員会委員長報告 (報告)
2	議案第53号	平成26年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (採決)
3	議案第54号	平成26年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
4	議案第55号	平成26年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
5	議案第56号	平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
6	議案第57号	平成26年度本部町水道事業会計決算認定について (採決)
7	議案第58号	本部町教育委員会委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)
8	陳情第2号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について (採決)
9	陳情第3号	県産品の優先使用について (採決)
10	決議第4号	議員派遣の件 (採決)

○ **議長 島袋吉徳** これから本日の会議を開きます。 開 議（午後 2 時38分）

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第 1. 報告第 1 号、議案第 53 号 平成 26 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 57 号 平成 26 年度水道事業会計決算認定についての 5 件につきましては、本日、決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 西平 一議員。

○ **決算審査特別委員会委員長 西平 一** 報告第 1 号 本部町議会議長 島袋吉徳殿。平成 27 年 9 月 14 日。決算審査特別委員会委員長 西平 一。

委員会審査報告書。(1) 議案第 53 号 平成 26 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。(2) 議案第 54 号 平成 26 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。(3) 議案第 55 号 平成 26 年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。(4) 議案第 56 号 平成 26 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。(5) 議案第 57 号 平成 26 年度本部町水道事業会計決算認定について。本委員会は、平成 27 年 9 月 11 日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第 77 条の規定により別紙のとおり報告します。

決算審査特別委員会報告。1、付託事件、(1) 議案第 53 号 平成 26 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。(2) 議案第 54 号 平成 26 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。(3) 議案第 55 号 平成 26 年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。(4) 議案第 56 号 平成 26 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。(5) 議案第 57 号 平成 26 年度本部町水道事業会計決算認定について。2、審議結果、(1) 議案第 53 号 認定すべきものと決定する。(2) 議案第 54 号 認定すべきものと決定する。(3) 議案第 55 号 認定すべきものと決定する。(4) 議案第 56 号 認定すべきものと決定する。(5) 議案第 57 号 認定すべきものと決定する。以上で報告にかえたいと思います。

○ **議長 島袋吉徳** 委員長報告は終わりました。議長を除く全員による決算審査特別委員会でした。よって質疑、討論を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を終結いたします。

日程第 2. 議案第 53 号 平成 26 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。これから議案第 53 号 平成 26 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 53 号 平成 26 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第 3. 議案第 54 号 平成 26 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを

議題とします。

これから議案第54号 平成26年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 平成26年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第4. 議案第55号 平成26年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第55号 平成26年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 平成26年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第5. 議案第56号 平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第56号 平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号 平成26年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第6. 議案第57号 平成26年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから議案第57号 平成26年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第57号 平成26年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第7. 議案第58号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 議案第58号 本部町教育委員会委員の選任同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記。住所 沖縄県国頭郡本部町字健堅1272番地 健堅団地103号。氏名 松本 文（まつもとあや）。生年月日 昭和40年12月12日（満49歳）。平成27年9月10日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 教育委員会委員の辞職に伴い、上記の者を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

なお、念のために第4条第2項を読み上げさせていただきます。委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格は高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会への同意を得て任命する。同じく第4条第5項のほうに地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。という規定があります。それを受けての提案でございます。なお、2枚目に参考資料をつけてございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第58号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 本部町教育委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8. 陳情第2号 地元産品奨励及び地元企業優先使用についてを議題とします。

お諮りします。本案は採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号 地元産品奨励及び地元企業優先使用については、採択されました。

日程第9. 陳情第3号 県産品の優先使用についてを議題とします。

お諮りします。本案は採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号 県産品の優先使用については、採択されました。

日程第10. 決議第4号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、決議第4号 議員派遣の件については、別紙のとおり決定しました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第7回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において決議した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第7回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後2時54分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 座間味 栄 純

本部町議会議員 西 平 一